

高知地方最低賃金審議会 議事録

高知労働局

第54期 第8回

開催年月日 令和6年6月27日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1 「高知県最低賃金」改正決定について(諮問)
公益代表	5名	2 その他
労働者代表	4名	
使用者代表	5名	

次回本審開催予定日 令和6年8月1日

[開会] 午前9時00分

賃金室長 委員の皆様方にはお忙しい中、第54期第8回高知地方最低賃金審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様のお手元に、本日の資料とともに、審議の参考として、令和6年度版の「最低賃金決定要覧」をお配りしておりますので、ご活用ください。

会長 ただ今から、第54期第8回高知地方最低賃金審議会を開催します。
まず事務局から、本日の会議の定足数の報告と、出席者の紹介をお願いします。

賃金室長 本日は、公益委員5名、労働者代表委員4名、使用者代表委員5名の合計14名の委員に出席していただいております。

最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告します。

次に、第54期の審議会委員のご紹介をさせていただきます。

お手元の資料1の「委員名簿」をご覧ください。

今回、委員の交代はございませんでした。

皆様方におかれましては、前年度に引き続き、本年度につきましても、よろしく願いいたします。

続きまして、人事異動で事務局の職員が交代しておりますので、紹介させていただきます。

お手元の資料2の「事務局名簿」をご覧ください。

順番にご挨拶申し上げます。

- 局 長 高知労局長の「菊池」でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。
- 基準部長 おはようございます。
労働基準部長の「三上」です。
よろしくよろしくお願いいたします。
- 賃金室長 賃金室長の「前田」と申します。
よろしくよろしくお願いいたします。
- 室長補佐 賃金室長補佐の「中山」と申します。
よろしくお願ひします。
- 会 長 それでは、本年度の審議会の開催にあたりまして、菊池高知労働局長から挨拶があります。よろしくお願ひします。
- 局 長 高知労働局の菊池でございます。
委員の皆様方には、大変お忙しい中、本審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
また、日頃から高知労働局の行政運営につきまして、格別なご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
委員の皆様方におかれましては、昨年度に引き続きまして、令和6年度の高知地方最低賃金審議会のご審議をいただくこととなります。どうぞよろしくお願ひいたします。
新型コロナウイルス感染症は昨年度から落ち着きを見せまして、高知県においても、一層の経済活動の活発化と企業成長に向けて進むことが期待されているところでございます。
このような中、今年4月の高知県の雇用失業情勢におきましては、有効求人倍率が1.10倍と前月を0.02ポイント下回っているという状況でございます。
3ヶ月ぶりに減少ということになります。
改善の動きがありますが、やや弱さがみられる状況でございます。
高知県内の景気動向につきましては、日本銀行の高知支店が毎月10日に発表されました、高知県金融経済概況によりますと、「高知県の景気は、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱めの動きがみられる中、そのペースは鈍化している。」

先行きにつきましては、企業、家計の両部門におきまして、所得から支出への前向きな循環が続くことで、持ち直しの動きが続くという状況でございます。

一方、最低賃金に関しましては、昨年度から3ランク制に見直されまして、高知県はCランクということに位置づけられています。

その中で、昨年度、中央最低賃金審議会の目安39円に対しまして、5円プラスの44円の引上げということで、897円に改正させていただきました。

引上げ率5.16%ということになっております。

このような状況の中、委員の皆様方には、大変ご苦勞をおかけいたしますが、今年度の最低賃金の改正につきまして、ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

梅雨を迎えまして、梅雨明け、暑い日々が続くということが予想されますが、皆様方にはお体に十分ご留意いただきまして、今年度、審議の方にご協力いただければと思います。

以上、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 ありがとうございます。

本日は、「高知県最低賃金」の改正決定について、局長から諮問を受けることになっております。局長よろしく申し上げます。

局長から会長に諮問文を手交

【写真撮影】

会 長 それでは事務局から諮問文を配付してください。
配付が終わるまで少しお待ちください。

諮問文を傍聴人も含め全員に配付

会 長 事務局から諮問文の朗読をお願いします。

事務局 諮問文朗読

会 長 ありがとうございます。
それでは、諮問につきまして、菊池高知労働局長より挨拶をお願いします。

局長

では、諮問につきまして、私から挨拶申し上げます。

ただ今、高知県最低賃金の改正につきまして、諮問をさせていただきました。

本年度もご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

諮問文に記載させていただきましたが、6月21日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2024」においては、最低賃金について「2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、労働生産性の引上げに向けて自動化・省力化投資の支援、事業継承やM&Aの環境整備に取り組む。」

「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。」とされております。

委員の皆様方におかれましては、こうした状況にも御配慮いただきながら、最低賃金の3要素でもあります、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力に基づきまして、今年度の高知県最低賃金の改正につきまして、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

会長

それでは、局長から「高知県最低賃金」の改正決定について諮問を受けましたので、事務局から今後の手続きについて説明をお願いします。

賃金室長

それでは、本件諮問に関連する手続きについて説明いたします。

まず、高知県最低賃金の改正決定を審議していただく専門部会の設置と、委員の任命の手続きに関してですが、改正審議を行う場合、最低賃金法第25条第2項により「専門部会」を設置しなければならないこととされております。

この専門部会の構成は、最低賃金法第25条第3項により公労使各側同数の委員をもって組織することが規定され、委員の人数は、審議会令第6条第1項により合計9名以内とされております。

従来から本審議会では、公労使の委員各3名の構成とされておりますので、今回も、公労使の委員としてそれぞれ3名の委員を任命したいと考えております。

労使の委員の推薦につきましては、本日の審議会後、7月12日(金)を締切日として公示したいと考えております。

委員の任命につきましては、7月16日(火)以降に行うこととしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、高知県最低賃金の改正決定に関する労使の意見聴取についてです

が、最低賃金法第25条第5項により、審議会は、最低賃金の改正決定について調査審議を行う場合は、関係労使の意見を聴くものとされております。

意見聴取については、専門部会の委員の推薦と同様、公示することとされておりますので、労使の委員推薦の締切日と同日の7月12日（金）をその締切日として公示したいと考えております。

この2つの公示に関しましては、資料5の方に公示関係として添付しております。

以上です。

会 長

わかりました。

それでは事務局のほうで、専門部会委員の推薦と、意見の申出にかかる手続きを進めてください。

次に、高知県最低賃金の今後の審議日程につきまして、まず、昨年度の審議会の運営状況について事務局から説明をお願いします。

賃金室長

資料6の方をご覧ください。

昨年度は54期の1年目でしたので、本審議会は第1回からの開催となりました。

第1回本審は5月25日に開催され、同日引き続き運営小委員会が開催されました。

本審では、中央最低賃金審議会における目安制度の在り方に関する全員協議会報告の説明がなされ、ランク制度についてランク数を4から3に見直すこととなり、運営小委員会では目安の取り扱い、特定最賃の審議運営、事業場視察、改正審議に係る意見陳述の取り扱いが審議され、7月3日に開催されました第2回本審において、高知県最低賃金の改正決定に係る諮問が行われるとともに、運営小委員会報告が承認されました。

7月18日付けで、高知県労働組合連合会 筒井敬二執行委員長から2名の意見陳述の申し込みがなされ、8月1日の委員全員協議会において、意見聴取が行われました。

同日8月1日、第3回本審が開催され、中央最低賃金審議会の目安答申の伝達と、特定最低賃金の金額改正に係る必要性の諮問が行われました。

同日、本審終了後、第1回専門部会が開催され、部会長及び部会長代理が選任されました。

その後、8月14日に第7回専門部会が開催され、公益委員見解が示されて、採決の結果、全会一致とならなかったため、同日、第4回本審において採決し答申される運びとなりました。

その後、15日間の公示期間に高知県労働組合連合会から異議申出があ

り、8月30日第5回本審において、異議審議後に答申が行われ、官報公示の後、10月8日に、改正された高知県最低賃金が発効となりました。

8月1日に行われました、特定最低賃金の改正の必要性の諮問について、特別小委員会が10月2日に開催されましたが、改正の必要性ありとの労使の合意を得るまでには至らず、10月13日の第6回本審において、その報告が行われました。

令和6年3月15日に、第7回本審が行われ、特定最低賃金にかかる意向表明が行われ、同日、引き続き運営小委員会が開催されまして、翌令和6年度における目安の取り扱い、特定最賃の審議運営、事業場視察、改正審議に係る意見陳述の取り扱いが審議されました。

以上です。

会 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

意見なし

会 長 では次に、3月15日に開催された運営小委員会で、本年度の審議会の運営について検討されておりますので、その合意内容を事務局から報告をお願いします。

賃金室長 第2回運営小委員会の検討結果につきまして、説明いたします。
お手元の資料7をご覧ください。
運営小委員会で合意されました、令和6年度の内容につきまして、まとめております。

1の(1)は審議会の公開についてです。

令和5年度は、本審は全て公開し、専門部会の第1回は部会長の選出と労使の基本的主張についてでしたので、公開としました。

第7回の専門部会は公益委員見解を示し、公益案の採決について公開としました。

専門部会はこれ以外は非公開としております。

令和6年度も、公開につきましては昨年と同様とし、非公開の専門部会につきましては、議事録の公開をすることとされました。

次は1(2)、中央最低賃金審議会の目安につきましては、従前どおり地域専門部会における金額審議の最も重要な資料のひとつとして取り扱うこととされました。

(3)は、地域専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項「審議会

は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」という適用につきまして、全会一致の場合に限ることとし、全会一致でない場合には、本審で議決することとされました。

(4)は、効力発行日が10月1日になる、8月5日、月曜日ですけれども、その日の結審を目指しつつ、可能な限り労使が合意できるよう、十分な審議を優先することとされました。

次に、特定最低賃金の審議運営についてです。

2の(1)は、改正の申出がなされ、申出要件を事務局で精査の上、要件を満たして改正決定の必要性の諮問がなされた場合には、例年どおり必要性の有無について特別小委員会を設置して審議することとされました。

(2)は、特定最低賃金の特別小委員会の委員は、本審委員により、各側3名で組織することとされました。

(3)は、特別小委員会に労使の業界関係者をオブザーバーとして招聘することとし、オブザーバーの招聘手続き等につきましては、特別小委員会に委ねることとされました。

(4)は、特別小委員会で「改正の必要性あり」とされ、専門部会が設置された場合の審議につきましては、現行の発効日に留意しながら審議を行うこととされました。

(5)は、特定最低賃金に係る専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用について、こちらのほうにつきましても、全会一致の場合に限ることとし、全会一致でない場合には、審議会で議決することとされました。

次の3は、事業場実地視察についてです。

令和6年度は、2事業場の範囲内で事務局において選定し、審議会や事業場の意向確認を行った上で決定することとされました。

こちらは現在、日程調整が終わり、当日の進行等事業場と詳細な事項の確認を行っております。7月に入りましたら、通知をお送りさせていただきます。

次の4は、高知県最低賃金改正審議における意見陳述についてですが、意見陳述の要請があれば、全員協議会において30分以内、陳述人は2名以内で、内容は、地域別最低賃金の改正審議の参考となる事項に限定することとされました。

また、異議申出後の意見陳述の要請があれば、異議審議において10分以内、陳述人は1名、内容は、地域別最低賃金の改正にかかる異議、に限定して受けるといこととされました。

以上、報告いたします。

会 長 ただ今、報告のありました運営小委員会の合意事項について何かご意見は
ございますか。

意見なし

会 長 特に異議はないようですので、今後の審議運営については運営小委員会の
合意事項と同様に取り扱うこととします。

会 長 ここで、特定最低賃金の申し出状況について、どのようになっているか事
務局から説明してください。

賃金室長 特定最低賃金の改正決定の申出書につきましては、現在「電子」の提出が
なされております。意向表明がなされておりますので、「貨物」につきまし
ても提出されるご予定と思っております。

提出が7月中旬を過ぎるようでしたら、ご連絡いただければと思います。
以上です。

会 長 申出書に関して、労側から何かございますか。

意見なし

会 長 それでは、事務局の審査の時間も考慮していただき、7月中旬を過ぎるよ
うでしたら、事務局にご連絡をお願いします。

次に、その他になりますが、まず、要請につきまして、事務局から説明を
お願いします。

賃金室長 まず、資料8をご覧ください。

こちらは、令和4年4月10日付けで高知労働局長あてに提出された「高
知県労働組合連合会」からの「最低賃金の大幅引き上げと全国一律化、中小
企業支援を求める要請書」です。

最低賃金に関して、

1 時間額1,500円を実現し、格差と貧困をなくすため、次のとおり
最低賃金法の改正を求めてください。

現行法での「地域別最低賃金」を、「全国最低賃金」として全国一律
額による最低賃金の制度に改めること。公布から5年程度の経過後に施行す
ることを定めること。公務員にも適用するように法改正すること。

全国一律最低賃金制度の創設を前提に、最低賃金額の決定を2要素とし、科学的な最低生計費調査に基づいた、全国の労働者の生計費と、労働者の賃金を考慮して決める、に法改正すること。

現行法の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払い能力」のうち「事業の支払い能力」は削除すること。

全国最低賃金は、中央最低賃金審議会での調査審議をふまえて決定することに改めること。

地方最低賃金審議会は、地域ごとの特定最低賃金（産業別・業種別）の調査審議を役割とすることに改めること。

全国最低賃金の制度の中小企業における円滑な実施を図るため、中小企業に関する取引の適正化、財政上・税制上及び金融上の支援措置、その他の必要な措置を講じなければならないことを、国に義務づけることを定めること。

2 高知県内の最低賃金引き上げに向け、次の取り組みを進めてください。

高知県内では、最低賃金の引き上げを求める意見書が昨年6月議会だけで10の市町村から取り上げられています（趣旨採択を含む）。

自治体の意見書は、地域住民の声をリアルに反映したものです。

最低賃金に係る自治体の意見書等を重く受け止め、高知地方最低賃金審議会では他県の動向に影響を受けず、地域に寄り添った最低賃金引き上げの議論をさらに進めてください。

県とも連携し、経済産業省や公正取引委員会がまとめた価格転嫁・転嫁率について高知県内の状況を把握し、最低賃金引き上げの環境をつくっていく観点から価格転嫁が進まない業種に対する働きかけや支援策の強化を本省に上申してください。

業務改善助成金について、5年間の申請・決定件数を示してください。さらに、県内事業所数と併せて申請率とともに、四国4県の比較を示してください。また、本助成金を活用するうえで、事業者からの要望や改善意見など把握しているものについて示してください。その上で、現行の業務改善助成金の課題を明らかにし、その対策を本省に上申してください。

3 審議に透明性を持たすため、審議会の全面公開を進め、傍聴人数の上限を撤廃してください。

専門部会の核となる部分を含め、審議会の完全公開を進めてください。

公的な審議会でも、原則公開でありながら「率直な意見交換が妨げられる」とする非公開理由は、審議の透明性を確保する点からも問題があると考えます。

率直な意見交換ができるような議論の進め方など、事務局側としての対策をお聞かせください。

現行の傍聴人数の上限である6人を撤廃してください。

また、オンライン視聴やアーカイブ視聴も可能にするように環境を整えてください。

以上の要請がありましたので報告します。

続きまして、資料9をご覧ください。

こちらは、令和6年5月24日付けで高知労働局長及び高知地方最低賃金審議会長あてに提出された「全労連四国地区協議会」からの「要請書」です。

最低賃金に関連して、

1 最低賃金を全国一律制度とし、法が要請する「健康で文化的」「人たるに値する」生活ができるよう時給1500円以上とすること。

また、急激な物価高騰など必要な時は速やかに再改定できるようにすること。

2 最低賃金引上げにかかわる中小企業・小規模事業者への支援策については、生産性向上のための投資に対する支援とは切り離し、賃金引き上げに対し社会保険料の減免など直接的支援を行うこと。

また、昨年の審議会答申で要望のあった中小企業・小規模事業者対策についてどのような対応が行われたのか、昨年度の業務改善助成金の利用状況も含め、お聞かせください。

3 最賃審議委員の公正な任命を行うこと。

4 審議会及び専門部会を公開すること。

また、審議会・専門部会の議事録を遅滞なく公開すること。

5 審議会の傍聴人数について、上限を撤廃するとともに、オンラインでの傍聴を可能にすること。

以上の要請がありましたので報告いたします。

続きまして、資料10をご覧ください。

こちらは、令和6年6月20日付けで高知労働局長あてに提出された「JAL不当解雇撤回・最賃1500円実現四国キャラバン実行委員会」からの「要請書」です。

最低賃金に関連して、

1 最低賃金を時給1500円に引き上げること。

2 最低賃金の地域ランク制を廃止し、生涯2000万円にも達する最賃格差や東京一極集中現象、地方からの労働力人口流出、過疎促進現象に歯止めをかけること。

3 最低賃金の地域ランク制を4ランクから3ランクに改定したが、地域

間格差の解決にならない。直ちに全国一律最賃制を実施すること。

4 最低賃金の引き上げに伴う中小企業に対する支援は、税負担、社会保険料の減免など公的支援を手厚く行うこと。

5 中央、地方の最低賃金審議会の公開原則を審議会だけでなく専門部会にまで拡充すること。

6 最賃審議委員は全ナショナルセンターから最低1人は選出できる仕組みにすること。

以上の要請がありましたので報告します。

なお、このような要請がなされたことにつきましては、本省、高知労働局長、高知地方最低賃金審議会にお伝えする旨回答しております。

次に、資料11をご覧ください。

「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」ほか土佐清水市議会、越知町議会、大月町議会から提出されております。

以上をご報告いたします。

会 長 事務局のただ今の説明で、何かご意見はありますでしょうか。

意見なし

会 長 本件要請などについて、ご質問等がありましたら、後ほど、事務局までお願いします。

次に中小企業への支援事業の状況について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 資料12をご覧ください。

こちらの2にございます、業務改善助成金の申請と交付件数につきまして、令和5年度の申請件数は239件、交付決定件数は196件、交付決定金額は2億1千4百万円となっております。

賃金の引き上げ及び企業の生産性向上に繋がる助成金ですので、本年度も一層の周知と利用勧奨を行っていきたいと考えております。

以上です。

会 長 ただ今の事務局からの説明について、何かご質問等はございますか。

沖田委員 業務改善助成金で、239件の申請があつて、196件しか交付が認められてないということで、この認められなかったっていうのを教えていただきたいのと、令和6年度も引き続き実施することなんで、予算的に上限規

制がかかるのか、来たものは全部受けるという姿勢なのか、その辺り教えていただきたいんです。

賃金室長 まず件数について、239件の申請で、交付決定は196件ですけれども、申請を受け付けて審査をする中で、要件等がちょっと満たしていないとか、そういうことで交付決定ができないもの、それから、年度を超えている件数も数件はあるかとは思いますが。

 そのような内容で、審査段階において交付決定にいたらないものというのは何件かあったかとは思いますが。

沖田委員 要件を満たしてるけどお金がなかったからってということではないですか？

賃金室長 そうということではございません。

 6年度の予算ですけれども、6年度の受付は開始しておりまして、現在のところ、予算でここまでというような区切りがあるとは聞いておりません。

沖田委員 はい。

 ありがとうございました。

会 長 それでは次にまいります。

 次回の会議の公開についてとなります。

 予定として、次回、第9回審議会は、事務局で日程調整を行った結果、8月1日に行うこととなっています。

 また、第9回審議会終了後に、引き続き第1回地域専門部会の開催も予定しています。

 なお、地域最賃の改正審議に関して意見陳述の申出があった場合には、第9回審議会開催前の午前9時00分から全員協議会を設け、その場で意見陳述を受けることとなります。

 そして、第9回審議会の議事内容ですが、目安の伝達、特定最低賃金の改正決定の必要性についての諮問などが予定されています。

 続いて開催されます、第1回地域専門部会の議事内容につきましては、部会長の選出と労使の基本的主張となる予定です。

 また、全員協議会では意見陳述を受けることとなりますが、これらはいずれも非公開とする理由はないと思います。

 従いまして、8月1日に予定されている会議については、いずれも公開することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

異議なし

会 長 異議ございませんでしたので、了承いただきました。
事務局には、公開することへの対応をお願いします。
以上で、本日の議事を終了します。
本日は、ありがとうございました。

[閉会] 午前9時45分